

仕 様 書

(1) 貸付物件

下記のとおりとする。

占有できる面積は標準仕様の範囲内とする。なお、一物件内に設置できる自動販売機は、一事業者につき1台に限る。

物件番号	設置場所	標準仕様 ユニバーサルデザイン	最低手数料率	備考
1-①	3階病棟デイルーム(右側)	幅120cm×奥行95cm以下	43.00%	(カップ式飲料可)

(2) 貸付期間

令和4年5月1日から令和7年3月31日まで(の2年と11か月)とする

(3) 貸付賃料

貸付賃料は、毎月の売上金額に各設置事業者が提示した販売手数料率を乗じた額とする。

(4) その他必要経費

電気料(子メーターにより病院の算定した金額)、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等、一切の費用は設置事業者の負担とする。

(5) 貸付上の制限

販売品目は、お茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶など清涼飲料水、食料品とし、酒類、氷菓は含まない。また、カップ式の飲料を販売する場合は、自社持ち込みにより給水できる機器に限る。

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならない。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ①商品の価格は、市場の価格を踏まえ適正な価格とすること。
- ②ユニバーサルデザイン型とすること。また、キャッシュレス決済に対応できる自動販売機が望ましい。
- ③品切れにならないように商品は定期的に補充するとともに、常に商品の賞味期限に注意すること。
- ④商品の補充は、「2 病院の概要」④に示した診療時間外に行うこととする。
- ⑤自動販売機は紙幣が使用できるものとするとともに、つり銭切れが発生しないようにすること。

また、今後予定されている新硬貨、新紙幣の発行の際には適切に対応すること。

- ⑥故障時の対応について、速やかに対応できる体制を整備しておくこと。
- ⑦自動販売機及びその周辺環境整備に努めること。
- ⑧空き缶等が散乱することのないよう、販売品目に合った回収ボックスを設置し、責任を持って回収すること。
- ⑨販売品目によっては販売許可が必要となるので、無許可販売とならないようにすること。
- ⑩災害発生時には当院災害対策本部の指示に協力すること。また、必要に応じて自動販売機内の在庫の払い出しに協力すること。
- ⑪その他、必要が生じた場合は、病院との協議に応じること。

(7) 売上高等の報告

設置事業者は、毎月10日（土日曜・祝日の場合は直前の平日）までに、前月の自動販売機毎の売上高（売上数量、売上金額）を書面により報告すること。

また、病院が必要としたときには、機器のメンテナンス記録、商品補充記録、苦情対処記録（発生日時、苦情内容、対処内容等）を迅速に提出できるようにしておくこと。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、または貸付契約が解除された場合は、自らの負担により速やかに原状回復すること。